



梅

W
 Power Alliance Tax Accountants Office
 パワーアライアンス税理士事務所

News

編集 発行人

パワーアライアンス税理士事務所
 税理士 若杉 治
 〒151-0073
 東京都渋谷区笹塚3-37-1
 第1花井ビル2F
 TEL 03 (5365) 4744(代)
 FAX 03 (5365) 4745
 E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

◆ 2月の税務と労務

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日 12日・振替休日

- 国 税 / 平成29年分所得税の確定申告
2月16日～3月15日
(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税 / 贈与税の申告 2月1日～3月15日
- 国 税 / 1月分源泉所得税の納付 2月13日
- 国 税 / 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
2月28日
- 国 税 / 6月決算法人の中間申告 2月28日
- 国 税 / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 2月28日
- 国 税 / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人
税の確定申告及び納付 2月28日

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| . | . | . | . | 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 25 | 26 | 27 | 28 | . | . | . |

地方税 / 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付
市町村の条例で定める日



マイナンバーによる情報連携 行政機関に提出する必要があった書類を省略できるよう、マイナンバーを基に専用のネットワークシステムを利用して行政機関の間で情報のやり取りをすること。たとえば、健康保険の給付や保険料の減免を受ける際に必要だった住民票の写しや課税証明書が不要になります。昨年11月から運用が始まっています。

専門実践教育 訓練給付金の 改正（雇用保険）

雇用保険制度では、教育訓練受講のために支払った費用の一部を支給する「教育訓練給付金」が設けられています。これは、働く人の主体的な能力開発の取り組みや中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的として実施されているものです。

また、初めて専門実践教育訓練（通信制、夜間制を除く）を受講する人で、受講開始時に四十五歳未満など一定の要件を満たす人が、訓練期間中、失業状態にある場合に訓練受講をさらに支援するため、「教育訓練支援給付金」が支給されています。

今回は、教育訓練給付金の制度全般および平成三十年一月より拡充された「専門実践教育訓

練給付金」の改正内容を取り上げます。

一 教育訓練給付金制度の概要

教育訓練給付金には次のものがあり、一定の要件を満たす被保険者（在職者）または被保険者であった人（離職者）に対し支給されます。

① 一般教育訓練給付金

② 専門実践教育訓練給付金

③ 教育訓練支援給付金（平成三十一年三月三十一日までの
時限措置とされています）

二 一般教育訓練給付金

（一）制度概要

受講開始日に雇用保険の被保険者等であった期間が三年以上（初めて支給を受けようとする人は当分の間、一年以上）あること、受講開始日時点で被保険者でない人は被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが一年以内であること等の一定要件を満たした人が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合に支給されます。

（二）支給額

教育訓練施設に支払った教育訓練経費の二〇％に相当する額

となります。ただし、その額が一〇万円を超える場合は一〇万円が上限です。また、支給額を計算した結果が四千円を超えない場合は不支給とされます。

なお、受講開始日前一年以内にキャリアコンサルティングによるコンサルティングを受けた場合は、その費用を教育訓練経費に加えることができます（上限二万円）。

三 専門実践教育訓練給付金

（一）制度概要

中長期的なキャリア形成を支援するために平成二十六年に創設されたもので、厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練講座を修了する見込者および修了者に対して支給されます。対象となる講座には次のものがあります。

① 業務独占資格・名称独占資格の取得を訓練目標とする養成施設の課程

養成施設の課程とは、国の指定等を受けて実施される課程で、訓練修了により公的資格を取得、受験資格を取得、試験一部免除が可能になる課程をいいます。訓練期間が一年以上三年以内（か

つ、当該資格の取得に必要な最短の期間）のものが対象です。

〈業務独占資格の例〉

看護師、診療放射線技師、義肢装具士、歯科衛生士、柔道整復師、美容師、理容師、測量士、電気工事士、建築士 など

〈名称独占資格の例〉

保健師、調理師、栄養士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士 など

② 専門学校の職業実践専門課程

専修学校の専門課程のうち、企業などとの連携により、最新の実務知識などを身につけられるよう教育課程を編成したものであるとして文部科学大臣が認定したものです。訓練期間は二年です。

③ 専門職大学院

高度専門職業人の養成を目的とした課程です。訓練期間は二年または三年以内です。

④ 職業実践力育成プログラム

大学、大学院、短期大学および高等専門学校（正規課程および履修証明プログラムのうち、社会人や企業などのニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを文部科学大臣が認定した課

程です。訓練期間は、正規課程は一年以上二年以内、特別の課程は訓練時間が一二〇時間以上かつ訓練期間が二年以内のものです。

⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

情報通信技術関係の資格のうち、ITスキル標準※について、要求された作業を全て独力で遂行することができるとされているレベル三相当以上の資格を目標とした課程です。訓練時間は一二〇時間以上かつ訓練期間が二年以内です。

※ITスキル標準

経済産業省により公表されている各種IT関連サービスの提供に必要とされる能力の分野・水準を明確化・体系化した指標で、能力や実績に基づき七段階のレベルが規定されています。

(二) 改正点

平成三十年一月一日以降に受講開始する専門実践教育訓練から、次の改正が行われました。

① 支給率の拡充

受講者が支払った教育訓練経

費の五〇％（従来は四〇％）が支給されます。

また、資格取得等した場合、追加で教育訓練経費の二〇％（従来のまま）が支給され、合計七〇％（従来は合計六〇％）の支給となります。

② 上限額の引上げ

支給の上限額は、一年あたり四〇万円（従来は三二万円）に引き上げられました。

また、資格取得等した場合の追加支給の上限額は一年あたり一六万円（従来のまま）です。合計五六万円が一年あたりの上限額です。

〈参考〉

前述の上限額は、一年あたりの額です。したがって、訓練期間が二年の場合は、上限額が八〇万円です。資格取得等した場合の追加支給の上限額三二万円と合わせ、上限額は一一二万円となります。

訓練期間が三年の場合は、上限額が一二〇万円です。資格取得等した場合の追加支給の上限額四八万円と合わせ、上限額は一六八万円となります。

③ 支給対象者の要件緩和

〈緩和a〉

教育訓練給付金を受けるための要件の一つである「支給要件期間」は三年以上（従来は一年以上）あればよいとされました。

支給要件期間とは、受講開始日までの間に被保険者等として雇用された一定要件を満たす期間をいい、転職により会社が変わった場合であっても、被保険者資格の空白期間が一年以内であれば通算することができます。

なお、初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする人については一年以上（従来のまま）の支給要件期間があればよいとされています。

〈緩和b〉

平成二十六年十月一日以降、教育訓練給付金を受給したことがある場合は、前回の教育訓練給付金受給日から新たな受講開始日前までに三年以上（従来は一〇年以上）経過していればよいとされました。

〈緩和c〉

離職日の翌日以降一年間のうちに妊娠、出産等の理由により引き続き三〇日以上教育訓練の

受講を開始することができない場合は、ハローワークに申請することにより、離職日の翌日から受講開始日までの教育訓練給付金の対象となり得る期間（適用対象期間）を最大二〇年（従来は四年）まで延長することが可能とされました。

四 教育訓練支援給付金

(一) 制度概要

初めて専門実践教育訓練（通信制、夜間制を除く）を受講する人で、受講開始時に四十五歳未満など一定の要件を満たす人が、訓練期間中、失業状態にある場合に支給されるものです。

(二) 改正点

平成三十年一月以降に受講開始する専門実践教育訓練からは、当該訓練受講中の基本手当の支給が受けられない期間について、基本手当の日額と同様に計算して得た額に八〇％（従来は五〇％）の割合を乗じて得た額に、二か月ごとに失業の認定を受けた日数を乗じて得た額が支給されます。

教育訓練給付金の手続き・問い合わせの窓口は、公共職業安定所です。

労働契約申込みみなし制度 (労働者派遣)

労働契約申込みみなし制度は、派遣先事業主が違法派遣を受け入れた場合、派遣元事業主と派遣労働者との間の労働条件と同じ内容の労働契約を、派遣先事業主が派遣労働者に対して申し込んだものとみなす(違法行為が行われた日ごとに労働契約の申込みをしたものとみなされる)制度です。

派遣先が労働契約の申込みをしたものとみなされた場合、みなされた日から1年以内に派遣労働者がこの申込みに対して承諾する旨の意思表示をすることにより、派遣労働者と派遣先事業主との間の労働契約が成立します。

なお、違法派遣であることを知らず、かつ、知らなかったことに過失がなかった派遣先事業主に対しては適用されません。

労働契約申込みみなし制度の対象となる違法派遣には次の類型があります。

- ① 派遣労働者を禁止業務に従事させる
派遣禁止業務には、港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関連業務があります。なお、医療関連業務については、紹介予定派遣の場合や、産前産後休業、育児・介護休業等を取得する労働者の代替の場合は派遣することが可能です。
- ② 無許可事業主から労働者派遣の役務の提供を受ける
許可事業主については、厚生労働省が運営する「人材サービス総合サイト」で確認をすることができます。
- ③ 事業主単位の期間制限に違反して労働者派遣を受ける
- ④ 個人単位の期間制限に違反して労働者派遣を受ける
- ⑤ いわゆる偽装請負等
労働者派遣法の適用を免れる目的で、請負契約を締結しつつ、実際には労働者派遣を受けた場合は、労働契約申込みみなし制度が適用されます。

国民健康保険料(税)の軽減等

国民健康保険制度では、各種の保険料(税)軽減措置が設けられています。今回はその例をいくつかご紹介します。

- ・ 世帯の総所得金額に応じ、保険料を七割減・五割減・二割減とする。
- ・ 倒産、解雇、雇止め等による六十五歳未満の離職者を対象とし、保険料算出の基となる前年の給与所得を一〇〇分

の三〇とみなして保険料算出。
・ 災害など特別な事情により生活が著しく困難になり、保険料支払いがでなくなった世帯に対する減免。
・ 健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方に「扶養されていた方」の保険料軽減。保険料の計算方法は自治体ごとに異なるため、詳細は住所地にてお問い合わせください。

掛金の年単位化 (確定拠出年金制度の改正)

確定拠出年金の掛金は、従来は月単位で拠出することとされていました。

平成30年1月からは「12月から翌年11月まで」の範囲において、複数月分をまとめて拠出することや、1年間分をまとめて拠出することが可能となりました(納付は1月から12月までの範囲内で行います)。

この改正により、拠出区分期間を半年ごととし、「12月から5月まで」の分を6月に、「6月から11月まで」の分を12月に拠出することや、年を4期に分け3か月分ずつ拠出、異なる長さの期間(例えば、7か月分と5か月分)に区分して拠出するなど柔軟な拠出が可能になりました。

〈参考〉確定拠出年金には、企業型年金と個人型年金(iDeCo)があります。掛金は、企業型の場合は事業主が拠出(規約に定めをし加入者も拠出可能)、個人型は加入者個人が拠出します。